

水俣市告示第84号

水俣市燃料油等価格高騰対策補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年9月1日

水俣市長 高岡利治

水俣市燃料油等価格高騰対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格高騰の影響を受ける市内事業者の負担を軽減することを目的として、事業継続のために、予算の範囲内で水俣市燃料油等価格高騰対策補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、水俣市補助金等交付規則（昭和62年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者 次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

ア 水俣市内に本店又は主たる事業所を有し、事業を営む法人又は個人事業者であること。

イ 営業許可又は登録を必要とする業種については、許認可等を受けていること。

(2) 燃料油等 重油、ガソリン、軽油、灯油、プロパンガス及びLPガスのことをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、令和4年4月1日以前から市内で事業活動を継続している事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としてしない。

(1) 水俣市暴力団排除条例（平成23年条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者

(2) 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する大分類における農業、林業及び漁業、中分類におけるガス業及び熱供給業並びに小分類における燃料小売業を営んでいる者

(3) 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）について、
他の制度（国・県等）で助成・補助金等を受けた者

(4) その他市長が適当でないと認める者

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、事業活動を行うために必要となる令和4年4月から9月
までの間の任意の2か月における燃料油等の購入費用とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の燃料油等購入数量に1リットルあたり35円
を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り
捨てた額）の合計額又は50万円のいずれか低い額とし、当該補助金の額が5万円
に満たないときは、補助金交付の対象としない。

2 補助金の交付は、1事業者につき、1回限りとする。

（補助金の交付申請及び請求）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、水俣市
燃料油等価格高騰対策補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」
という。）に次の各号に掲げる書類を添付して、令和4年11月30日までに市長
に提出しなければならない。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 燃料油等の購入数量及び支払いが確認できる書類の写し

(3) 水俣市内における継続的な事業活動が確認できる書類

(4) 申請者名義の口座番号が確認できる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び額の確定）

第7条 市長は、申請書を受理したときは、当該申請に係る書類及び聞き取り等
による調査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金額を確定
するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定し、補助金額を確定したときは、
水俣市燃料油等価格高騰対策補助金の交付決定及び額の確定通知書（様式第3号）
により申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付取消し）

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金
の交付を取り消すことができる。なお、前条の規定による補助金の交付決定及び
額の確定を行った後においてもまた同様とする。

(1) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、水俣市燃料油等価格高騰対策補助金交付取消通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、申請者に対し、水俣市燃料油等価格高騰対策補助金返還命令書（様式第5号）により期限を定めてその返還を命ずることができる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年10月3日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和5年3月31日をもって、その効力を失う。ただし、同日までに補助金交付決定を受けて実施した事業に係る第8条及び第9条の規定は、同日後もなおその効力を有する。